

5 障害者に係る施策の経緯

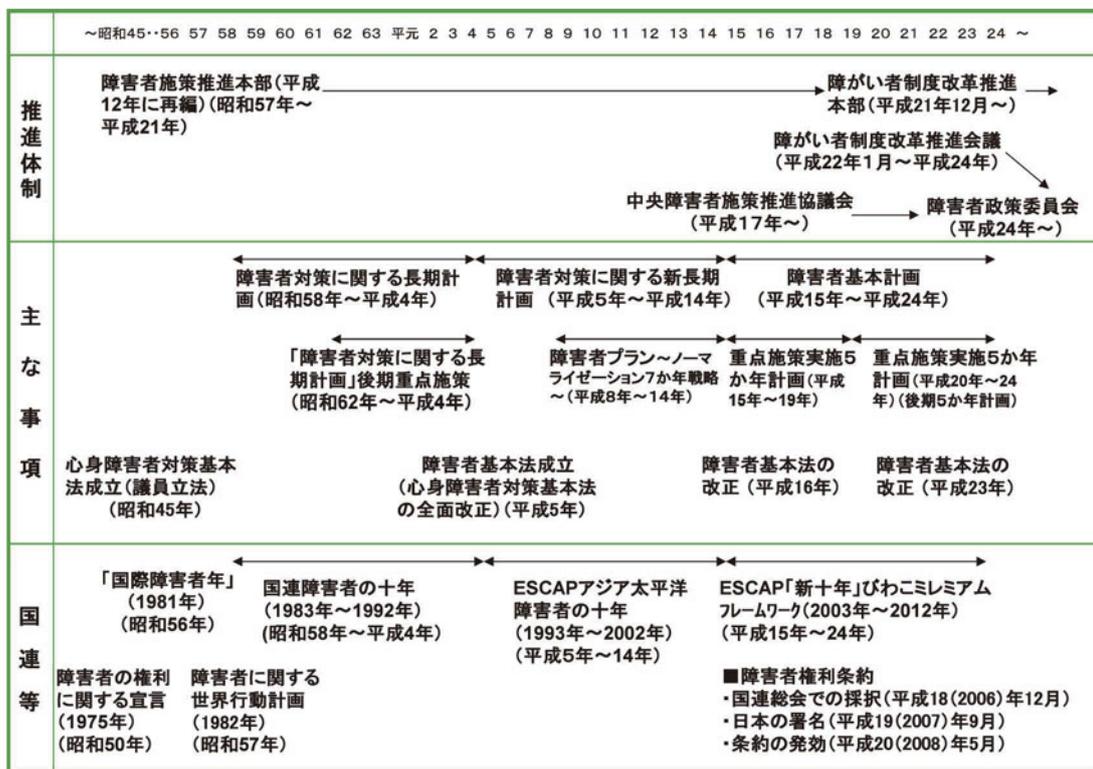
(1) 総合的推進の開始

我が国の障害者施策の総合的推進を図ることは、昭和45年（1970年）の「心身障害者対策基本法」において示され、その後、56年（1981年）の「国際障害者年」を契機として、さらに推進が図られることとなった。58年（1983年）には、「国際障害者年」を受けて「国連障害者の十年」が宣言されたことを踏まえ、我が国における最初の障害者施策に関する長期計画が策定された。

平成5年には、「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改められるとともに、障害者施策を総合的かつ計画的に推進すること等が示された。こうした経過を経て、障害者の自立と社会参加に関し10年間の計画を策定し、総合的かつ計画的に施策を推進するという枠組みに沿って、今日まで、取組が進められてきている。

平成23年度は、15年度から24年度までを計画期間とする「障害者基本計画」の9年度目に当たるとともに、19年12月に旧本部において決定された同基本計画の後期5年間における「重点施策実施5か年計画」（以下「後期5か年計画」という。）の4年度目に該当する年であった。これらの計

■ 図表4 障害者施策の動向



資料:内閣府

画では、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」とすることを目指すべき社会の姿とし、その実現を図るための施策として、各省庁における障害者に係る施策を記載している。

（２）平成16年の基本法改正

平成16年6月に、障害者基本法が改正され、目的規定において障害のある人の自立や社会参加の支援等が示され、また、基本的理念として障害を理由とする差別等の禁止が規定されたほか、「障害者週間（12月3日から9日まで）」の設置、都道府県及び市町村における障害者計画の策定義務化、同基本計画の策定等にかかわる「中央障害者施策推進協議会」の内閣府への設置等が規定された。同協議会は、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者から内閣総理大臣が任命していた。（23年の障害者基本法改正により、同協議会の役割は「障害者政策委員会」が担うことになっている。）

これまで各施策分野において同法の趣旨等を踏まえた制度改正等が行われて、現在の我が国における障害者施策体系が構成されている。

（３）生活支援の分野

生活支援の分野においては、就労支援の強化や地域移行の推進を図ることを目指して、平成18年に「障害者自立支援法」が施行され、福祉サービス体系の再編など、障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス提供体制の強化等を図ってきたところである。

同法の施行後、法の定着を図るため、激変緩和のために累次の対策を講じ、利用者負担の軽減や事業者の経営基盤の強化などを行ってきたところである。

こうした中、推進会議の議論を踏まえて平成22年6月29日に閣議決定された「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」において、障害保健福祉分野については、現行の「障害者自立支援法」を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法」（仮称）を制定することとされた。新法の内容については、多くの障害当事者が参加する「総合福祉部会」で約2年間にわたって議論され、平成23年8月には、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」が取りまとめられた。

その後、「民主党厚生労働部門障がい者WT（ワーキングチーム）」において、同年7月に成立した改正障害者基本法や同提言等を踏まえて検討がなされ、平成24年3月12日には、本部において、「障害者自立支援法」を

■ 図表5 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案の概要

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案の概要	
1. 趣旨	(平成24年3月13日 閣議決定)
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるため、関係法律の整備について定めるものとする。	
2. 概要	
<p>1. 題名 「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。</p> <p>2. 基本理念 法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。</p> <p>3. 障害者の範囲 「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。(児童福祉法における障害児の範囲も同様に対応。)</p> <p>4. 障害者に対する支援 ① 重度訪問介護の対象拡大(「重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるもの」とする) ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化 ③ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、手話通訳者等を養成する事業等)</p> <p>5. サービス基盤の計画的整備 ① 基本指針・障害福祉計画について、定期的な検証と見直しを法定化 ② 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化 ③ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化</p> <p>6. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討) ① 常時介護を要する者に対する支援、移動の支援、就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方 ② 障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方 ③ 意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方 ※ 上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。</p>	
3. 施行期日	
平成25年4月1日(ただし、4. ①及び②については、平成26年4月1日)	

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする内容を含む「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」が本部決定され、翌13日には閣議決定・国会提出されたところである(法案の概要については、図表5)。

(4) 発達障害者支援

従来、身体障害、知的障害、精神障害という3つの枠組みでは的確な支援が難しかった発達障害のある人に対しては、平成16年に制定された発達障害者支援法において、その障害の定義を明らかにするとともに、保健、医療、福祉、教育、雇用等の分野を超えて一体的な支援を行う体制整備が進められている。

(5) 障害者虐待防止法

虐待を受けた障害のある人に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止等に関する施策を促進する